

情報ファイル

INFORMATION

相談



消費生活相談 開設します

悪徳商法や商品・サービスに関する消費生活上のトラブルを解決するため、専門の相談員が相談に応じて、助言などを行ないます。

相談は無料、秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

相談日 毎月第2金曜日

10月の相談日 10月10日(金) 午後1時～4時

ところ 市役所相談室

問合せ先

困民生活グループ

☎52-11111 (内線265・269)

人権擁護委員に ご相談ください

児童や高齢者の虐待、差別など市民の基本的な人権が侵害されることのないよう監視し、もしこれが侵された場合に、速やかに適切な処置をとるため、市で

は4人の委員が相談を受けています。

相談日 毎月第1木曜日 午後1時～3時

ところ 市役所相談室

人権擁護委員(敬称略)

原田絹代、都築律子

山本鍾児、岡本澄雄

問合せ先

困民生活グループ

☎52-11111 (内線269)

10月20日(月)～26日(日) 行政相談週間

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた皆さんの身近な相談相手です。

国・県・市町村の仕事について、皆さんからの苦情や意見・要望などを市では2人の相談員が相談を受けています。

お気軽にご利用ください。

相談日 毎月第1木曜日 午後1時～3時

ところ 市役所相談室

行政相談委員(敬称略)

桜井幸助

加藤修三

問合せ先

困民生活グループ

☎52-11111 (内線269)

行政書士による 無料相談

10月1日は「法の日」です。官公署に提出する許認可申請手続きなどについての無料相談会を開催します。

とき 10月14日(火) 午後1時～4時

ところ 市役所4階第1会議室

問合せ先

愛知県行政書士会碧海支部

☎48-11671



福祉



市障害者扶助料・市遺児手当受給者の方

手当を

振り込みました

平成20年度前期分の扶助料・市遺児手当を9月30日付けで振り込みました。

記載などで確認し、振り込み

がされていない場合は、至急連絡してください。

また、次回分から振込先を変更したい方は、印かんを持参のうえ、いきいき広場までお越しください。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎52-99871



返すすぎていませんか? 広告

消費者金融 クレジット

- 100万円未満の借入で、18%超の利息は違法です。
- 再計算して減額を、払い過ぎなら返還を請求しましょう。
- すでに払い終わった方も、いっしょに取り返ししましょう。

倉橋敏夫司法書士事務所 検索

HP: <http://www.kura-shiho.com>

倉橋敏夫司法書士事務所

安城市東栄町1-12-2 東栄マンション1F

【新安城駅から徒歩5分】

相談無料

0120-968-747

各本町1 各本町2 各本町3 各本町4 各本町5 各本町6 各本町7 各本町8 各本町9 各本町10 各本町11 各本町12 各本町13 各本町14 各本町15 各本町16 各本町17 各本町18 各本町19 各本町20